

国民健康保険

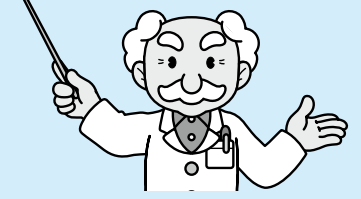
国民健康保険制度は、誰でもいつでも医療保険の適用が受けられる、社会を守るための大切な仕組みです。健康な暮らしを望み、健やかな生活の達成と維持のために、一人一人が助け合うことが大切です。誰もが安心して生活でき、公平に支え合える仕組みの国民健康保険(以下、国保)を紹介します。

特集 もっと知ってほしい

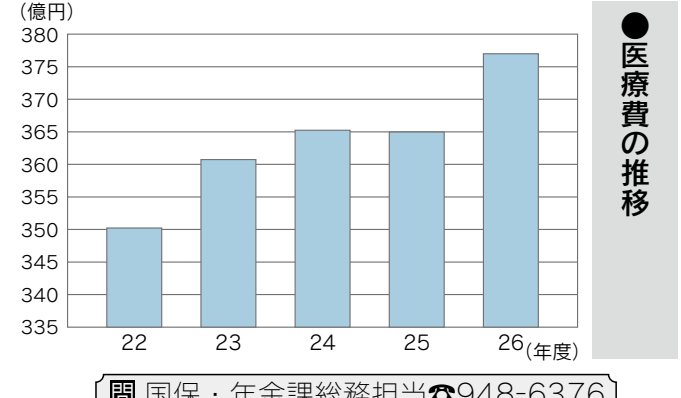
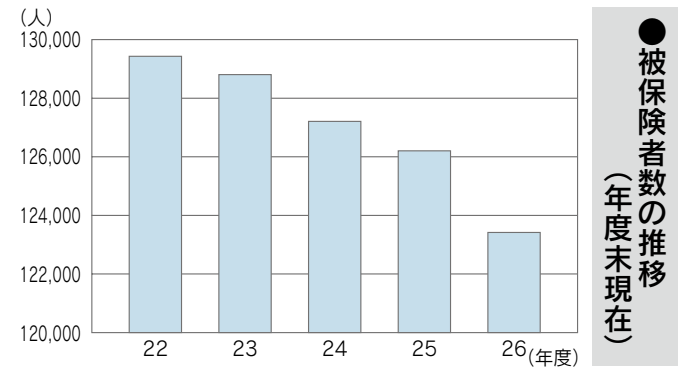
家計にやさしいジェネリック医薬品を

医師が処方する薬には、新薬である先発医薬品のほかに、先発医薬品の特許期間が終了した後販売されるジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品とは、有効性や安全性が認められたものです。先発医薬品と薬の主な成分が同じなので、効能・効果が同じです。



果に変わりはありませんが、形状や添加剤などは異なることもあります。薬代は先発医薬品より安価です。窓口の一部負担金が安くなる可能性があります。ジェネリック医薬品を希望するときは、ジェネリック医薬品希望カード(国保・年金課 支所にあり)を提示して意思を伝えることができます。



国保の加入者と医療費の推移

国保加入者は減少傾向にあります。高齢化や医療技術の進展などにより、医療費は増加傾向にあります。

●被保険者数の推移(年度末現在)

●医療費の推移

マイナンバーが必要な申請や届け出

マイナンバーの利用開始に伴い、下記手続きの際は、世帯主の通知カードなど『マイナンバーが確認できる書類』や窓口に来られる人の運転免許証などの『身元確認書類』をお持ちください。

①国保に入る、やめるなど	●国民健康保険被保険者関係届書(取得・喪失・変更) ●再交付申請書 ほか
②給付を受けるとき	●高額療養費支給申請書 ●出産育児一時金支給申請書 ●葬祭費支給申請書 ほか
③保険料に関すること	●特例対象被保険者等にかかる届出書(非自発的失業者への軽減) ほか

☎国保・年金課 ▶ ①=☎948-6363、②=☎948-6361、③=☎948-6366 ・ 共通934-2631

【こんなときは14日以内に届け出を】

こんなときは	必要なもの
国保に入る	他の健康保険喪失 印鑑、健保の喪失証明書 転入 印鑑(転入届け出後) 生活保護廃止決定 印鑑、生活保護廃止決定通知書 出生 印鑑、保険証、母子手帳(出生届け出後)
国保をやめる	他の健康保険加入 国保と健保の保険証 転出 保険証(転出届け出後) 生活保護開始決定時 保険証、生活保護開始決定通知書 死亡 印鑑、保険証(死亡届け出後)
その他	住所、世帯主、氏名など変更 印鑑、保険証(住民異動届け出後) 保険証紛失など 印鑑、運転免許証・パスポート・個人番号カードなど本人確認ができるもの 子どもの就学 印鑑、保険証、在学証明書(転出届け出後)

※上記全ての届け出で、世帯主のマイナンバーと窓口に来られる人の身元確認が必要になります

どういった人が加入するの？

日本に住んでいる全ての人が公的な医療保険に加入し、誰もが保険証を持って、医療機関で保険診療を受けることができるように法律で定められています。

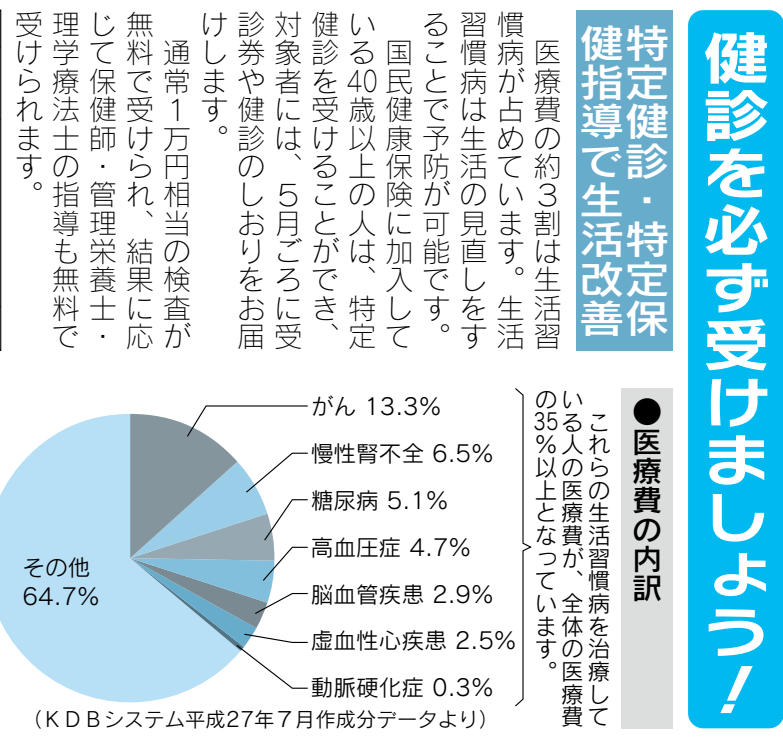
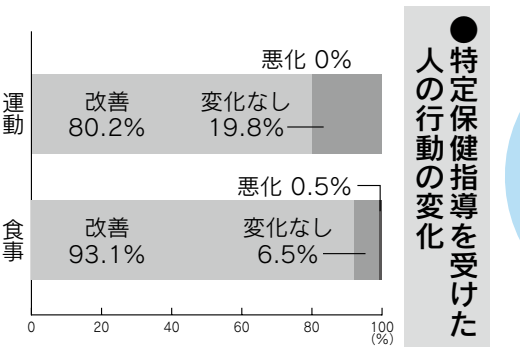
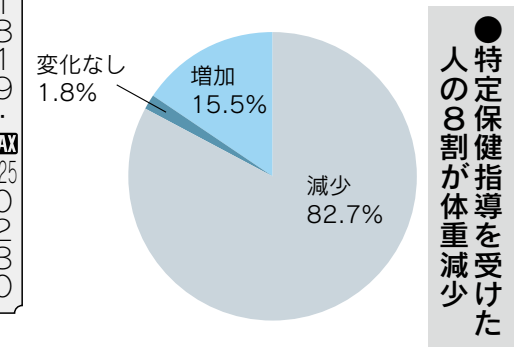
会社を退職し、会社の保険の資格がなくなれば、国保に加入することになります。国保に加入するには、健康保険などの資格を喪失した日が取得日となり、最大2年間までさかのぼります。

※国保への加入には、健康保険などの資格を喪失した日が取得日となり、最大2年間までさかのぼります。

利用者の声

血圧とコレステロール値が要治療の判定を受け、自分では健康だと思っていたのでどうしよう...と思っていたら、「特定保健指導」の案内が届き、参加することにしました。半年間で体重10.9kg、腹囲は15.2cmの減量を達成！もし健診を受けていなかったら、病気になっていたかも。

検査項目	検査内容
計測・診察	身体計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定、心電図、医師の診察
血液検査	血中脂質(中性脂肪、HDL、LDL、コレステロール(善玉)、LDL、コレステロール(悪玉))、肝機能(GOT、GPT、γ-GTP)、血糖(ヘモグロビンA1c)、尿酸、貧血、腎機能(クレアチニン)
尿検査	尿糖、尿たんぱく、尿潜血



健診を必ず受けましょう！

特定健診・特定保健指導で生活改善

医療費の約3割は生活習慣病が占めています。生活習慣病は生活の見直しをすることで予防が可能です。国民健康保険に加入している40歳以上の人は、特定健診を受けることができます。対象者には、5月ごろに受診券や健診のしおりをお届けします。

通常1万円相当の検査が無料で受けられ、結果に応じて保健師・管理栄養士・理学療法士の指導も無料で受けられます。

医療費の内訳

これらの生活習慣病を治療している人の医療費が、全体の医療費の35%以上となっています。

納付義務者 国保加入者がいる世帯の世帯主が納付義務者です
納付方法と納期 下図参照
納付書の場合、金融機関のほか四国内のゆうちょ銀行および郵便局、コンビニエンスストアでもお支払いできます

普通徴収(納付書または口座振替)の人

4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期
納付なし(※)	納付なし(※)	6/30(水)	8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)
10月期	11月期	12月期	平成29年1月期	2月期	3月期
10/31(月)	11/30(水)	12/26(月)	平成29年1/31(水)	2/28(水)	3/31(金)

※4月と5月の納付はありませんが、例外として過年度分の国保料がある場合には4月または5月に納めていただく場合があります

特別徴収(年金天引き)の人

4/15(金)	6/15(水)	8/15(月)	10/14(金)	12/15(木)	平成29年2/15(水)

※前年度から引き続き特別徴収の方の4月、6月の1回当たりの徴収額は2月に年金天引きされた額と同額です

●市ホームページでも詳しく確認できます(随時更新) [松山市国保](#) [検索](#)

☎国保・年金課総務担当☎948-6376・収納担当☎948-6368・共通934-2631 kokuuhonen@city.matsuyama.ehime.jp

期限内に国保料を納めましょう

平成28年度 国保料率などの改定

国による制度改正では、平成28年度から軽減基準所得(軽減範囲の拡大)や最高限度額の引き上げが決定しました。こうした状況を踏まえ、本市では6月中旬に平成28年度の国保料を決定した上で、世帯主に納入通知書などを発送する予定です。

国保料の軽減制度についても、この決定にあわせてお知らせします。

詳細は、6月中旬発送の納入通知書および同封チラシ、国保・年金課ホームページや広報まつやまでもお知らせする予定です。

昨年中に所得がなかった人も国保の申告を

平成28年度国保料は平成27年中の収入・所得に基づいて計算します。平成27年中に収入・所得がない人も「国民健康保険料所得申告書」を提出してください。申告がない場合、正しい国保料の計算ができないだけでなく、限度額適用認定証などの交付ができない場合もあります。

【申告場所】国保・年金課(市役所別館3階)、支所、出張所 ※郵送でも受け付けます

申告が必要な人	申告が必要ない人
税務署や当市市民税課で申告されていない人 ・所得が全くない人 ・所得税や住民税がかからない人 ・非課税年金(遺族年金、障害年金など)を受給されている人	平成28年1月2日以降に転入した人、新規入国した外国籍の人 平成28年1月1日現在海外に居住していた人
税務署や松山市の市民税課で申告済みの人 勤務先で年末調整済みの人 非課税年金以外の年金を受給している人	平成28年1月1日現在、19歳未満で収入・所得がない世帯員(ただし、19歳未満でも世帯主である人は申告が必要です)

国保料の所得割額計算対象となる主な所得

給与所得(事業専従者給与などを含む) ▶ 雑所得(公的年金所得、個人年金の受け取りなど) ▶ 事業所得(営業・農業など) ▶ 不動産所得 ▶ 利子所得 ▶ 配当所得(注釈) ▶ 総合課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得 ▶ 一時所得(保険の満期返戻金など) ▶ 分離課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得 ▶ 分離課税の株式等に係る譲渡所得(注釈) ▶ 分離課税の先物取引に係る雑所得 ▶ 山林所得

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付などの非課税所得、退職所得は含まれません

※雑損失の繰越控除は適用されません

(注釈) 上場株式などの配当所得および特定口座(源泉徴収あり)による株式譲渡所得は、源泉徴収のみで課税関係の手続きを終了することができます。この場合、国保料計算には譲渡益や配当所得を含みませんが、これらを含めて確定申告をした場合は国保料計算の所得に含まれます。そのため、国保料への影響もよく考慮した上で、申告するかどうかをご自身で選択してください

こんなときは給付が受けられます

医療機関での保険証の提示により、窓口で自己負担分を支払うことで、残りの医療費は国保が負担します。国保では、主に次のような給付も行っています。

【国保制度で受けられる給付】

医療費が高くなったら	子どもが生まれたら	死亡したら
月の初めから1カ月間に、医療機関(入院・外来・内科・歯科ごと)や調剤薬局に支払った額が一定の自己負担限度額を超えた場合、超えた額が市への申請により払い戻されます。また医療費が高額になると予想される場合は、あらかじめ市に申請し、限度額適用認定証などの交付を受けることで、医療機関や調剤薬局への支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。なお入院時の食事代も、減額される制度があります。	加入者が出産する場合、医療機関へ手続きをすると出産育児一時金が市から医療機関へ支払われます。なお差額がある場合は、市への申請が必要です。	加入者が死亡した場合、市への申請により葬儀執行人に対し葬祭費が支給されます。

※交通事故にあった場合や海外で医療機関にかかった場合など、上記のほかにも国保で受けられる給付があります

国保料のしくみ(抜粋)

国保料の計算

国保料は6月に決定します

毎年度の国保料(4月〜翌年3月分)は、住民税額が確定する6月に決定し、6月中旬に世帯主に納入通知書をお送りします。4月・5月に加入者の世帯に異動(転入・転出・出生・死亡・社保加入など)があった場合も、国保料は6月に決定して、通知します。なお、6月以降に総所得金額等が変わったり、加入者の世帯に異動があったときは、その都度、改めて国保料を計算して納入通知書を送ります。納付書でのお支払いの際は、最新の納付書を使ってください。

●青色申告による申告控除(青色申告特別控除)は、その控除後の所得に対して所得割額を計算します

●税法上の扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などの「各種所得控除」は、国保料の計算では適用されず、基礎控除33万円のみ適用されます

●住民税と国保料では控除する項目が異なります